

# 指導検査基準(指定特定施設入居者生活介護事業)

(平成26年10月1日適用)

(注)本文中の表記については、以下のとおり略しています。

法	⇒	介護保険法(平成9年12月17日交付法律第123号)
施行規則	⇒	介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
居宅条例	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第111号)
予防条例	⇒	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第112号)
都規則141	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第141号)
都規則142	⇒	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第142号)
施行要領	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日24福保高施第1882号)
平12厚告19	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
平12厚告27	⇒	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
平12老企39	⇒	指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成12年3月1日老企第39号)
平12老企40	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企40号)
平12老企52	⇒	特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について(平成12年3月30日老企第52号)
平12老企54	⇒	通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)
平13老振発18	⇒	介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)
平13老発155	⇒	「身体拘束ゼロ作戦」の推進について(平成13年4月6日厚生労働省老人保健局長通知老発第155号)
平18厚劳令35	⇒	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
平18厚告127	⇒	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
平24厚劳告95	⇒	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成24年3月13日厚生労働省告示第95号)
平24厚劳告96	⇒	厚生労働大臣が定める基準(平成24年3月13日厚生労働省告示第96号)
平24厚劳告97	⇒	厚生労働大臣が定める施設基準(平成24年3月13日厚生労働省告示第97号)

## 指導検査基準（指定特定施設入居者生活介護事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
第1 基本方針	<p><b>1 基本方針</b></p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、利用者が指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第73条第1項</li> <li>・居宅条例第216条第1項</li>   <li>・居宅条例第216条第2項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概況説明</li> <li>・定款、寄附行為等</li> <li>・運営規程</li> <li>・特定施設入居者生活介護利用契約書</li> <li>・重要事項説明書</li> <li>・パンフレット等</li> </ul>
第2 人員に関する基準	<p><b>1 従業者の員数</b></p> <p>指定特定施設入居者生活介護事業者が各指定特定施設において置かなければならない特定施設従業者の員数及び、指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を同一の施設で一体的に運営している場合に各指定特定施設において置かなければならない特定施設従業者の員数は次のとおりとなっているか。</p> <p>(1) 生活相談員</p> <p>① 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上であるか。</p> <p>② 生活相談員のうち1人以上は、常勤であるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第74条第1項</li> <li>・居宅条例第217条第1項</li> <li>・都規則141第57条第1項、第2項</li>   <li>・都規則141第57条第1項第1号、第2項第1号</li> <li>・都規則141第57条第4項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則、雇用契約書、辞令等</li> <li>・職員勤務表</li> <li>・常勤、非常勤職員の員数のわかる職員名簿</li> <li>・要介護度別利用者がわかる書類</li> <li>・運営規定</li> <li>・重要事項説明書</li> </ul>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>(2) 看護職員又は介護職員</p> <p>① 指定特定施設入居者生活介護事業のみを行っている場合、看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となっているか。</p> <p>② 指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合、看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数及び要支援2として認定を受けている利用者の数に、要支援1として認定を受けている利用者1人を要介護者0.3人と換算して合計した利用者数をもとに、3又はその端数を増すごとに1以上となっているか。</p> <p>③ 看護職員の数は、利用者の数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で1以上となっているか。 また、利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上となっているか。</p> <p>④ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されているか。(ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。) 介護サービスの提供内容に応じて介護職員の勤務体系を適切に定め、宿直時間帯を含めて適切な介護を提供で</p>	<p>・都規則141第57条第1項第2号イ</p> <p>・都規則141第57条第2項第2号イ</p> <p>・施行要領第3の10の1(1)②</p> <p>・都規則141第57条第1項第2号ロ、第2項第2号ロ</p> <p>・都規則141第57条第1項第2号ハ、第2項第2号ハ</p> <p>・施行要領第3の10の1(1)①</p>	

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>きる体制を整えているか。</p> <p>⑤ 「宿直時間帯」は、それぞれの事業所ごとに利用者の状況等に応じて設定し、その時間帯には宿直勤務を行う介護職員を確保しているか。</p> <p>⑥ 指定特定施設入居者生活介護事業所の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者となっているか。</p> <p>ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護を一体的に運営している場合であって、入居者の状態の改善等により指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合（要支援者に対する介護予防サービスのみが提供される場合）は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば差し支えない。</p> <p>⑦ 要介護者等にサービスを提供する看護職員及び介護職員は それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置が講じられ、運営規程にその旨が明示されているか。</p> <p>(3) 機能訓練指導員</p> <p>① 1以上となっているか。</p> <p>② 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であるか。</p> <p>ただし、当該特定施設における他の職務に従事することができる。</p> <p>この「訓練を行う能力を有する者」は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあ</p>	<p>・施行要領第3の10の1(1)③</p> <p>・都規則141第57条第5項</p> <p>・都規則141第57条第9項</p> <p>・施行要領第3の10の1(1)④</p> <p>・施行要領第3の10の1(2)</p> <p>・都規則141第57条第1項第3号、第2項第3号</p> <p>・都規則141第57条第6項</p> <p>・施行要領第3の10の1(3)</p>	<p>・免許証等（写）</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>ん摩マッサージ指圧師の資格を有する者であるか。</p> <p>(4) 計画作成担当者</p> <p>① 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）となっているか。</p> <p>② 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（介護予防を一体的に運営している施設にあつては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとなっているか。</p> <p>ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。</p> <p><b>2 利用者の数</b></p> <p>介護サービスの利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値となっているか。</p> <p>ただし、新規に指定を受けた場合は、適正な推定数により算定しているか。</p> <p><b>3 管理者</b></p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、各指定特定施設において管理者を置いているか。</p> <p>(2) 管理者は、専ら当該指定特定施設の管理に係る職務に従事する常勤の者であるか。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>・都規則141第57条第1項第4号、第2項第4号</p> <p>・都規則141第57条第8項</p> <p>・都規則141第57条第3項</p> <p>・施行要領第2の2(5)②</p> <p>・居宅条例第218条第1項</p> <p>・居宅条例第218条第2項</p>	<p>・資格証明書等（写）</p> <p>・前年度の利用者実績がわかる書類</p> <p>・就業規則、雇用契約書、辞令等</p> <p>・職員勤務表</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
第3 設備に関する基準	<p><b>1 設備</b></p> <p>(1) 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。</p> <p>(2) 知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物の場合、次のいずれかの要件を満たしているか。</p> <p>① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>(3) 指定特定施設は、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しているか。</p> <p>ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための部屋が確保できる場合は一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合は機能訓練室を設けないことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第74条第2項</li> <li>・ 居宅条例第219条第1項</li> <li>・ 居宅条例第219条第2項</li> <li>・ 都規則141第58条第1項</li> <li>・ 都規則141第58条第2項</li> <li>・ 都規則141第58条第3項</li>   <li>・ 居宅条例第219条第3項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平面図</li> <li>・ 運営規程</li> <li>・ 建築確認済証、検査済証等</li> <li>・ 重要事項説明書</li> </ul>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>① 介護居室            介護居室は、次の基準を満たしているか。            イ 居室の定員は1人であるか。（利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。ただし、事業者の都合により一方的に2人部屋とすることはできない。なお、平成18年4月1日に現に定員4人以下の介護居室については、個室とする規定を適用しない。）            ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであるか。            ハ 地階に設けていないか。            ニ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。</p> <p>② 一時介護室            介護を行うために適当な広さを有しているか。</p> <p>③ 浴室            身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。</p> <p>④ 便所            居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えているか。</p> <p>⑤ 食堂            機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。</p> <p>⑥ 機能訓練室            機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。            ①、②、⑤及び⑥でいう「適当な広さ」の具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認め</p>	<p>・ 居宅条例第219条第4項            ・ 都規則141第58条第2項第1号            ・ 施行要領第3の10の2(2)</p> <p>・ 都規則141第58条第2項第2号            ・ 都規則141第58条第2項第3号</p> <p>・ 都規則141第58条第2項第4号            ・ 都規則141第58条第2項第5号            ・ 都規則141第58条第2項第6号            ・ 施行要領第3の10の2(3)</p>	<p>・ 説明文書            ・ 掲示板</p>





事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
<p>第4 運営に関する基準</p>	<p>な設備を設けているか。</p> <p>(3) 指定特定施設の設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによっているか。</p> <p>(4) 指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準に規定する設備に関する規準を満たすことをもって規準を満たすものとみなすことができる。</p> <p><b>1 内容及び手続の説明及び契約の締結等</b></p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るとともに、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結をしているか。</p> <p>(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。</p> <p>また、契約書においては、少なくとも、介護サービスの内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載しているか。</p> <p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めていないか。</p> <p>(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定</p>	<p>・ 居宅条例第219条第7項</p> <p>・ 居宅条例第219条第8項</p> <p>・ 法第74条第2項</p> <p>・ 居宅条例第223条第1項</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(4)</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(4)</p> <p>・ 居宅条例第223条第2項</p> <p>・ 居宅条例第223条第3項</p>	<p>・ 運営規程</p> <p>・ 重要事項説明書</p> <p>・ 特定施設入居者生活介護利用契約書</p> <p>・ 同意書等</p> <p>・ 入居契約書</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行う場合は、介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ契約に係る文書に明記しているか。</p> <p>※ 特定施設入居者生活介護と介護予防特定施設入居者生活介護の契約については、別の契約書とすることなく、1つの契約書によることができる。</p> <p><b>2 受給資格等の確認</b></p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定特定施設入居者生活介護を提供するよう努めているか。</p> <p><b>3 要介護認定等の申請に係る援助</b></p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行</p>	<p>・ 施行要領第3の10の3(4)</p> <p>・ 居宅条例第236条準用(第15条第1項)</p> <p>・ 法第73条第2項</p> <p>・ 居宅条例第236条準用(第15条第2項)</p> <p>・ 居宅条例第236条準用(第16条第1項)</p> <p>・ 居宅条例第236条準用(第16条第2項)</p>	<p>・ 入居者に関する記録</p> <p>・ 特定施設サービス計画書</p> <p>・ 利用者に関する記録</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p><b>4 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等</b></p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく、指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んでいないか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていないか。</p> <p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者等が入院治療を要する者であること等により入居者等に対し自ら必要な指定特定施設入居者生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。</p> <p>(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等の把握に努めているか。</p> <p><b>5 法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意</b></p> <p>老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く）を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介</p>	<p>・ 居宅条例第222条第1項</p> <p>・ 居宅条例第222条第2項</p> <p>・ 居宅条例第222条第3項</p> <p>・ 居宅条例第222条第4項</p> <p>・ 居宅条例第225条</p>	<p>・ 入居申込受付簿</p> <p>・ 特定施設入居者生活介護利用契約書</p> <p>・ 介護サービス記録</p> <p>・ 他機関への紹介記録</p> <p>・ 利用者に関する記録</p> <p>・ 特定施設サービス計画書</p> <p>・ 利用の同意に関する書類</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意が当該法定代理受領サービスを提供するための条件であることを当該利用者に説明し、当該利用者の同意を得ているか。</p> <p>また、指定特定施設入居者生活介護事業者は、区市町村（又は国民健康保険団体連合会）に対して、法定代理受領サービスの利用について利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類を提出しているか。</p> <p>※ 特定施設入居者生活介護に係る同意の書類と介護予防特定施設入居者生活介護に係る要件となる同意の書類は、別々の書類によることなく、1つの書類によることができる。</p> <p><b>6 サービスの提供の記録</b></p> <p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際しては当該開始の日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の日を、利用者の被保険者証に記載しているか。（指定特定施設入居者生活介護の提供を受けている者は、居宅療養管理指導以外の居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスについて保険給付を受けることができない。）</p> <p><b>7 利用料等の受領</b></p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供し</p>	<p>・ 施行要領第3の10の3(6)</p> <p>・ 居宅条例第224条</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(5)</p> <p>・ 居宅条例第226条第1項</p>	<p>・ 介護被保険者証</p> <p>・ 特定施設サービス計画書</p> <p>・ 領収書控</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>た際には、利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>① 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>② おむつ代</p> <p>③ ①及び②に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。</p> <p>(4) (3)①の費用の具体的な範囲については、次に掲げるものに限られているか。</p> <p>イ 人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料 看護・介護職員の人数が、常勤換算方法で、要介護者等の数（前年度の平均値）が2.5又はその端数を増すごとに1人以上（要介護者等が30人未満の場合は、居宅条例</p>	<p>・居宅条例第226条第2項</p> <p>・居宅条例第226条第3項</p> <p>・都規則141第59条</p> <p>・施行要領第3の10の3(7)②</p> <p>・平12老企52</p>	<p>・運営規程（利用料その他の費用の確認）</p> <p>・重要事項説明書</p> <p>・請求書控</p> <p>・算定根拠</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>等に基づき算出された人数に2人を加えた人数以上)である場合に受領しているか。</p> <p>また、この人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料については、看護・介護職員の配置に必要な費用から適切に算出された額となっているか。</p> <p>ロ 個別的な選択による介護サービス利用料</p> <p>利用者の特別な希望により行われる個別的な介護サービスについては、本来特定施設入居者生活介護として包括的に行うべき介護サービスとは明らかに異なり、個別性の強いものに限定されているか。</p> <p>なお、看護・介護職員が当該サービスを行った場合は、当該サービスに要した時間を除外して、居宅条例等上の看護・介護職員の人数の算定(常勤換算)が行われているか。</p> <p>(5) (3)③の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱われているか。</p> <p>(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(7) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p>	<p>根拠法令</p> <p>・平12老企54</p> <p>・居宅条例第226条第4項</p> <p>・法第41条第8項</p>	<p>確認書類等</p> <p>・介護サービス等の一覧表</p> <p>・職員勤務表</p> <p>・説明書</p> <p>・同意書</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>(8) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定特定施設入居者生活介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第 4 項第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p><b>8 保険給付の請求のための証明書の交付</b>  指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。</p> <p><b>9 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針</b>  (1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っているか。  (2) 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行規則第65条</li> <li>・ 居宅条例第236条準用(第25条)</li> <li>・ 居宅条例第227条第1項</li> <li>・ 居宅条例第227条第2項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス提供証明書（控） （介護給付明細書代用可）</li> <li>・ 特定施設サービス計画書</li> <li>・ 利用者に関する記録</li> <li>・ 利用者の能力、環境等を評価した書類（アセスメント表等）</li> </ul>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>(3) 特定施設従業者は、利用者又はその家族から求められたときは、指定特定施設入居者生活介護の提供方法等について、説明を行っているか。</p> <p>(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。</p> <p>身体拘束禁止の対象となる具体的行為</p> <p>① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。</p> <p>④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。</p> <p>⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。</p> <p>⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。</p>	<p>・ 居宅条例第227条第3項</p> <p>・ 居宅条例第227条第4項</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(8)</p> <p>・ 平13老発155（「身体拘束ゼロ作戦」の推進について）</p> <p>・ 身体拘束ゼロへの手引き</p>	<p>・ 経過観察記録</p> <p>・ 介護日誌</p> <p>・ 拘束解除に向けた会議の記録</p> <p>・ 本人又は家族への身体的拘束等に関する説明書</p>



事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。</p> <p>(5) 指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。</p> <p>(6) 指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しているか。</p> <p>改善計画に盛り込むべき内容</p> <p>① 事業所内の推進体制</p> <p>② 介護の提供体制の見直し</p> <p>③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き</p> <p>④ 事業所の設備等の改善</p> <p>⑤ 事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取り組み</p> <p>⑥ 利用者の家族への十分な説明</p> <p>⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標</p> <p>(7) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p> <p>なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」</p>	<p>・平13老発155の2</p> <p>・平13老発155の3、5</p> <p>・居宅条例第227条第5項</p> <p>・施行要領第3の10の3(8)</p> <p>・平13老発155の6</p>	<p>・研修等記録</p> <p>・身体拘束廃止委員会などの記録</p> <p>・本人又は家族への身体的拘束等に関</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。</p> <p>(8) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p><b>10 特定施設サービス計画の作成</b></p> <p>(1) 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、利用者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者支援する上で解決すべき課題を把握しているか。</p> <p>(3) 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、(2)に規定する課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、指定特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、指定特定施設入居者生活介護の内容並びに指定特定施設入居者生活介護を提供する上での留意点等を含む特定施設サービス計画の原案を作成しているか。</p> <p>(4) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、当該特定施設サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際</p>	<p>・ 居宅条例第227条第6項</p> <p>・ 居宅条例第220条第1項</p> <p>・ 居宅条例第220条第2項</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(1)</p> <p>・ 居宅条例第220条第3項</p> <p>・ 居宅条例第220条第4項</p> <p>・ 居宅条例第220条第5項</p>	<p>する説明書</p> <p>・ 特定施設サービス計画書</p> <p>・ アセスメント表</p> <p>・ サービス担当者会記録</p> <p>・ 同意が確認できる書類</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(6) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行っているか。</p> <p>この場合において、(2)から(5)までに準じて取り扱っているか。</p> <p><b>11 介護</b></p> <p>(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、必要な技術をもって行われているか。</p> <p>なお、介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格を十分に配慮して実施しているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、入浴させ、又は清しきを実施し、清潔保持に努めているか。</p> <p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行っているか。又、自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等を行っているか。</p> <p>(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)から(3)のほか、利用者に対し、1日の生活の流れに沿って食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っている</p>	<p>・ 居宅条例第220条第6項</p> <p>・ 居宅条例第228条第1項</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(9)①</p> <p>・ 居宅条例第228条第2項</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(9)②</p> <p>・ 居宅条例第228条第3項</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(9)③</p> <p>・ 居宅条例第228条第4項</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(9)④</p>	<p>・ モニタリング記録等</p> <p>・ 特定施設サービス計画書</p> <p>・ 入浴介護記録</p> <p>・ 排せつ記録</p> <p>・ 利用者に関する記録</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>か。</p> <p><b>12 機能訓練</b></p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。</p> <p>(2) 機能訓練は、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しているか。</p> <p>なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施に当たっても、その効果に配慮しているか。</p> <p><b>13 健康管理</b></p> <p>看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じているか。</p> <p><b>14 相談及び援助</b></p> <p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っているか。</p> <p>① 入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動</p> <p>② 各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談</p> <p><b>15 利用者の家族との連携等</b></p> <p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家</p>	<p>・ 居宅条例第236条準用(第159条)</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(15)準用(第3の8の3(9))</p> <p>・ 居宅条例第229条</p> <p>・ 居宅条例第230条</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(10)</p> <p>・ 居宅条例第233条</p>	<p>・ 特定施設サービス計画書</p> <p>・ 利用者に関する記録</p> <p>・ 健康診断記録</p> <p>・ 看護日誌</p> <p>・ 看護記録</p> <p>・ 相談に関する記録</p> <p>・ 利用者に関する記録</p> <p>・ 利用者に関する記録</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。</p> <p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等常に利用者の家族の連携を図るとともに、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めているか。</p> <p><b>16 利用者に関する市町村への通知</b></p> <p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p> <p><b>17 緊急時等の対応</b></p> <p>(1) 指定特定施設従業者は、現に指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関（当該指定特定施設従業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>・施行要領25第3の10の3(13)</p> <p>・居宅条例第236条準用(第30条)</p> <p>・居宅条例第236条準用(第56条)</p>	<p>・面会に関する記録</p> <p>・行事等の記録</p> <p>・区市町村への通知の記録</p> <p>・看護記録</p> <p>・業務日誌等</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>(2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。</p> <p><b>18 管理者の責務</b></p> <p>(1) 管理者は、当該特定施設従業者の管理及び指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、当該指定特定施設入居者生活介護事業所の従業者に、居宅条例の「第 11 章第 4 節運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p><b>19 運営規程</b></p> <p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、各指定特定施設において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>③ 入居定員及び居室数</p> <p>④ 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑤ 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続</p> <p>⑥ 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>⑦ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑧ 非常災害対策</p> <p>⑨ その他運営に関する重要事項</p>	<p>・施行要領第3の10の3(15)準用(第3の2の3(5)②)</p> <p>・居宅条例第236条準用(第51条第1項)</p> <p>・居宅条例第236条準用(第51条第2項)</p> <p>・居宅条例第221条</p>	<p>・協力医療機関協定書等</p> <p>・業務日誌等</p> <p>・組織図、組織規程</p> <p>・運営規程</p> <p>・職務分担表</p> <p>・運営規程</p> <p>・指定申請及び変更届(写)</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>なお、⑨の「その他運営に関する重要事項」とは、看護職員又は介護職員を、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置等を指す。</p> <p>また、この重要事項として、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。</p> <p><b>20 勤務体制の確保等</b></p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 特定施設従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。</p> <p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しているか。</p> <p>ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。</p> <p>なお、指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者（以下「受託者」という。）に行わせる場合は、委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めているか。</p> <p>この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者</p>	<p>・施行要領第3の10の3(2)②</p> <p>・居宅条例第231条第1項</p> <p>・施行要領第3の10の3(11)①</p> <p>・居宅条例第231条第2項</p> <p>・施行要領第3の10の3(11)②</p>	<p>・就業規則</p> <p>・運営規程</p> <p>・雇用契約書</p> <p>・職員勤務表</p> <p>・タイムカード等</p> <p>・業務委託契約書</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>(以下「委託者」という。)は受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させていないか。</p> <p>なお、給食、警備等の特定施設入居者生活介護に含まれない業務については、この限りでない。</p> <p>① 当該委託の範囲</p> <p>② 当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>③ 受託者の従業者により当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨</p> <p>④ 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨</p> <p>⑤ 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう④の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨</p> <p>⑥ 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>⑦ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者が行う(3)の④の指示は、文書により行っているか。</p> <p>(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、基準第191条の2第2項の規定により、(3)の③及び⑤の確認の結果の記録を作成し、2年間保存しているか。</p> <p>(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況</p>	<p>・施行要領第3の10の3(11)④</p> <p>・施行要領第3の10の3(11)③、⑤</p> <p>・居宅条例第231条第3項</p>	<p>・指示文書等</p> <p>・確認結果記録等</p>



事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p> <p>(7) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質向上のための研修の機会を確保しているか。</p> <p><b>21 非常災害対策</b></p> <p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>関係機関への通報及び連携体制の整備として、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを行っているか。</p> <p>なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。</p> <p>この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設入居者生活介護事業所にあつてはその者に行わせているか。</p> <p>また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定特定施設入居者生活介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の</p>	<p>・ 居宅条例第231条第4項</p> <p>・ 居宅条例第236条準用(第110条)</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(15)準用(第3の6の3(7))</p>	<p>・ 研修受講修了証明書</p> <p>・ 研修計画書</p> <p>・ 消防計画</p> <p>・ 避難訓練記録等</p> <p>・ 防火管理者手帳等</p> <p>・ 消防計画に準ずる計画</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>樹立等の業務を行わせているか。</p> <p><b>22 衛生管理等</b></p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるよう努めているか。</p> <p>① 指定特定施設入居者生活介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。</p> <p>② インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等について、適切な措置を講じているか。</p> <p>③ 空調設備等により、施設内の適温の確保に努めているか。</p> <p><b>23 掲示</b></p> <p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設の見やすい場所に、運営規程の概要、特定施設従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>・ 居宅条例第236条準用(第109条第1項)</p> <p>・ 居宅条例第236条準用(第109条第2項)</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(15)準用(第3の6の3(6)①)</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(15)準用(第3の6の3(6)②)</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(15)準用(第3の6の3(6)③)</p> <p>・ 居宅条例第236条準用(第33条)</p>	<p>・ 受水槽清掃記録</p> <p>・ 飲用水の衛生チェック記録</p> <p>・ 定期消毒の記録</p> <p>・ 衛生管理マニュアル</p> <p>・ 感染症予防マニュアル</p> <p>・ 食中毒防止等の記録</p> <p>・ 掲示場所及び内容</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p><b>24 秘密保持等</b></p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p><b>25 広告</b></p> <p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようにしているか。</p> <p><b>26 協力医療機関等</b></p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協</p>	<p>・居宅条例第236条準用(第34条第1項)</p> <p>・居宅条例第236条準用(第34条第2項)</p> <p>・居宅条例第236条準用(第34条第3項)</p> <p>・居宅条例第236条準用(第35条)</p> <p>・居宅条例第232条第1項</p> <p>・居宅条例第232条第2項</p>	<p>・就業時の取り決め等の記録</p> <p>・利用者の同意書</p> <p>・実際に使用された文書等（会議資料等）</p> <p>・パンフレット等</p> <p>・ポスター等</p> <p>・ホームページ</p> <p>・協力医療機関協定書等</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>力歯科医療機関（当該指定特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めているか。</p> <p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。</p> <p><b>27 地域との連携</b></p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護事業者の運営に当たっては、地域住民との連携協力等により地域との交流を図っているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。</p> <p><b>28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</b></p> <p>指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p><b>29 苦情処理</b></p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者及びその家族からの指定特定施設入居者生活介護に関する苦情に</p>	<p>・ 施行要領第3の10の3(12)</p> <p>・ 居宅条例第234条第1項</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(14)の①</p> <p>・ 居宅条例第234条第2項</p> <p>・ 施行要領第3の10の3(14)の②</p> <p>・ 居宅条例第236条準用(第36条)</p> <p>・ 居宅条例第236条準用(第37条第1項)</p>	<p>・ 苦情対応マニュアル等</p> <p>・ 重要事項説明書等</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に関し、法第 23 条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じているか。</p> <p>また、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>さらに、これらの場合において、当該区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しているか。</p> <p>(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関し</p>	<p>・施行要領第3の10の3(15)準用(第3の1の3(23)①)</p> <p>・居宅条例第236条準用(第37条第2項)</p> <p>・施行要領第3の10の3(15)準用(第3の1の3(23)②)</p> <p>・居宅条例第236条準用(第37条第3項)</p> <p>・居宅条例第236条準用(第37条第4項)</p>	<p>・掲示物</p> <p>・苦情に関する記録</p> <p>・照会への対応記録</p> <p>・指導等に関する記録</p> <p>・区市町村への報告記録</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>て国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>また、この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しているか。</p> <p><b>30 事故発生時の対応</b></p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p> <p><b>31 会計の区分</b></p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、各指定特定施設入居者生活介護事業所において経理を区分するとともに、</p>	<p>根拠法令</p> <p>・居宅条例第236条準用(第39条第1項)</p> <p>・居宅条例第236条準用(第39条第2項)</p> <p>・施行要領第3の10の3(15)準用(第3の1の3(25)③)</p> <p>・居宅条例第236条準用(第40条)</p>	<p>確認書類等</p> <p>・事故対応マニュアル等</p> <p>・事故に関する記録</p> <p>・会計関係書類</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。</p> <p><b>32 記録の整備</b></p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の退去の日から2年間保存しているか。</p> <p>① 特定施設サービス計画</p> <p>② 居宅条例第224条に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録</p> <p>③ 居宅条例第227条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</p> <p>④ 居宅条例第231条第3項に規定する結果等の記録</p> <p>⑤ 居宅条例第30条の規定を準用する区市町村への通知に係る記録</p> <p>⑥ 居宅条例第37条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録</p> <p>⑦ 居宅条例第39条第1項の規定を準用する事故の状況及び処置についての記録</p>	<p>・平13老振発18</p> <p>・居宅条例第235条第1項</p> <p>・居宅条例第235条第2項</p>	<p>・特定施設サービス計画書</p> <p>・利用者に関する記録</p> <p>・身体的拘束等に関する記録</p> <p>・指示文書等</p> <p>・確認結果記録等</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
第5 変更の届出等	<p>⑧ 施行規則第64条第3号に規定する書類</p> <p><b>1 変更の届出等</b></p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める次の事項に変更があったとき、又は休止した当該指定特定施設入居者生活介護事業を再開したときは、施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>① 事業所の名称及び所在地</p> <p>② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③ 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等</p> <p>④ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要</p> <p>⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>⑥ 運営規程</p> <p>⑦ 協力（歯科）医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容</p> <p>⑧ 居宅介護サービス費の請求に関する事項</p> <p>⑨ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>⑩ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、そ</p>	<p>・法第75条第1項</p> <p>・施行規則第131条第1項10号</p> <p>・法第75条第2項</p>	<p>・届出書類控</p> <p>・定款</p> <p>・寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等</p> <p>・事業所の平面図</p> <p>・運営規程</p> <p>・職員名簿</p>



事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
第6 介護給付費の算定及び取扱い	<p>の旨を知事に届け出ているか。</p> <p><b>1 基本的事項</b></p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。            ただし、指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業所毎に指定単位数より低い単位数を設定する旨を、都に事前に届出を行った場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p><b>2 従業員の員数が基準を満たさない場合の算定</b></p> <p>指定特定施設において、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。            ただし、看護職員又は介護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号の五(職員数が基準を満たさない場合)に該当する場合は、同告示により算定しているか。</p>	<p>・法第41条第4項</p> <p>・平12厚告19の一</p> <p>・平12老企39</p> <p>・平12厚告19の二</p> <p>・平12厚告19の三</p> <p>・平12厚告19別表の10注1</p> <p>・平12厚告27の五</p>	<p>・居宅サービス介護給付費請求書</p> <p>・居宅サービス介護給付費明細書</p> <p>・サービス提供証明書(代用可)</p> <p>・「特定施設入居者生活介護サービスコード表」参照</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p><b>3 短期利用特定施設入居者生活介護</b></p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、看護職員又は介護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号の五(職員数が基準を満たさない場合)に該当する場合は、同告示により算定しているか。</p> <p>(1) 指定特定施設が初めて指定を受けた日から起算して3年以上の期間が経過しているか。</p> <p>(2) 当該特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用しているか。</p> <p>また、短期利用特定施設入居者生活介護を受け入れる入居者の数は、当該指定特定施設の定員の100分の10以下であるか。</p> <p>(3) 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めているか。</p> <p>(4) 当該特定施設の入居者(短期利用特定施設入居者生活介護を受ける入居者を除く。)の数が、当該特定施設の入居定員の100分の80以上であるか。</p> <p>(5) 家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領していないか。</p> <p>(6) 介護保険法に基づく勧告、命令、支持を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平12厚告19別表の10注3</li> <li>・平24厚労告97の25</li> <li>・平12老企40第2の4(5)</li> <li>・平12厚告27の五</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期利用特定施設入居者生活介護利用契約書</li> <li>・利用者数がわかる書類</li> <li>・重要事項説明書</li> </ul>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p><b>4 個別機能訓練加算</b></p> <p>専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師）を1名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、1日につき12単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p><b>5 夜間看護体制加算</b></p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、夜間看護体制加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(1) 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めているか。</p> <p>(2) 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保しているか。</p>	<p>・平12厚告19別表の10注4</p> <p>・平12老企40第2の4(2)</p> <p>・平12厚告19別表の10注5</p> <p>・平24厚労告97の26</p> <p>・平12老企40第2の4(3)</p>	<p>・個別機能訓練計画等</p> <p>・職員勤務表</p> <p>・重度化した場合における対応に係る指針</p> <p>・24時間連絡体制表（図）</p> <p>・職員勤務表</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>(3) 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ているか。</p> <p><b>6 医療機関連携加算</b></p> <p>看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関（歯科含む。）又は当該利用者の主治の医師に対して、当該利用者の健康の状態について月に1回以上情報を提供した場合は、1月につき80単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p><b>7 看取り介護加算</b></p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合する利用者については、看取り介護加算として、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき80単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算しているか。</p> <p>ただし、退去した日の翌日から死亡日までの間に、算定していないか。</p> <p>また、この場合において、夜間看護体制加算を算定していない場合に算定していないか。</p> <p>(1) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したものであるか。</p> <p>(2) 利用者又はその家族等の同意を得て、利用者の介護に係る計画が作成されているか。</p>	<p>・平12厚告19別表の10注6</p> <p>・平12老企40第2の4（4）</p> <p>・平12厚告19別表の10注7</p> <p>・平24厚労告95の24</p> <p>・平12老企40第2の4(6)</p>	<p>・同意書</p> <p>・情報提供記録</p> <p>・医師の診断書等</p> <p>・同意書</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>(3) 医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て介護が行われているか。</p> <p><b>8 介護職員処遇改善加算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）</p> <p>算定した特定施設入居者生活介護費又は短期利用特定施設入居者生活介護費の単位数の1000分の30に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）</p> <p>(1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）</p> <p>(1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、</p>	<p>・平12厚告19別表の10の二注</p> <p>・平24厚労告96の26準用(同第4号)</p> <p>・平12老企40第2の4(8)準用(第2の2(15))</p>	

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(2) 当該指定短期入所生活介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>(4) 当該指定短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 当該指定短期入所生活介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第2項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合するこ</p>	根拠法令	確認書類等

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	<p>と。</p> <p>① 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>② 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(8) 平成20年10月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。</p> <p>ロ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）</p> <p>イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ハ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）</p> <p>イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		